

役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人愛知三愛福祉会

社会福祉法人愛知三愛福祉会役員及び評議員報酬規程

（ 目的 ）

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知三愛福祉会の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（ 報酬 ）

第2条 役員及び評議員には報酬を支給する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員及び評議員には支給しない。

2 報酬は銀行振込で支給する。

（ 報酬の額 ）

第3条 報酬の額は、常勤、非常勤の別に別表第1の定めるところによる。

（ 計算期間 ）

第4条 報酬の計算期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

（ 支給額 ）

第5条 支給額は、年棒支給の場合は別表第1の額に別表第2に定める割合を乗じて得た額、月額支給の場合は月額に在任した月数を乗じて得た額とする。

（ 支給日 ）

第6条 報酬の支給日は、年額支給の場合は計算期間内の3月に開催される理事会及び評議員会の開催日、月額支給の場合は社会福祉法人愛知三愛福祉会正規職員給与規程に定める給与の支給日に準じるものとする。

（ 費用弁償 ）

第7条 役員及び評議員には、理事会・評議員会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員及び評議員には支給しない。

(費用弁償の額)

第8条 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず別表第3に定めるところによる。

(支給日)

第9条 費用弁償の支給日は、第7条による支払事由の発生した日とする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から適用する。
2. 社会福祉法人愛知三愛福祉会役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規定は廃止する。

別表第1（第3条関係）

（常勤）

報酬額		
役員	理事長	月額 300,000円
	理事	月額 200,000円
	監事	支給しない
評議員		支給しない

（非常勤）

報酬額		
役員	理事長	月額 80,000円
	理事	支給しない
	監事	支給しない
評議員		支給しない

別表第2（第5条関係）

報酬の計算期間中の在任期間	支給割合
10ヵ月以上 12ヵ月	4/4
7ヵ月以上 10ヵ月未満	3/4
4ヵ月以上 7ヵ月未満	2/4
1ヵ月以上 4ヵ月未満	1/4

別表第3（第8条関係）

施設までの距離に応じ

30 km 以上	5,000円
20 km 以上 30 km 未満	3,000円
20 km 未満	2,000円